

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名 都市・まちづくり課	整理番号 1-154
許認可等の種類	決定の取消しの承認	
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第99条の8第5項において準用する同法第99条の3第3項	
許認可等の概要	施行者が特定建築者の決定を取消す場合の承認	
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例が僅少のため、基準の具体化が困難であるため)	
基準の制定根拠	—	
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例が僅少のため、具体的な期間の設定が困難なため)	
期間の制定根拠	—	